

賃金引き下げを行わないことを求めます

人事院は8月10日、国家公務員の給与に関して民間給与との格差に基づく給与改訂を勧告しました(行政職(一)5級以下の職員、医療職(一)、指定職を除く55歳を超える職員の俸給及び特別調整額の支給額の1.5%引下げ、40歳以上の職員が受ける号俸以上の俸給月額を平均で0.1%引下げ、期末・勤勉手当の0.2月分引下げ等)。

金沢大学教職員の賃金を引下げることに對して、以下の理由で反対します。

1. 運営費交付金制度は人事院勧告を反映する仕組みにはなっておらず「人事院勧告に伴って、年度当初時点で法人が想定した人件費の原資が減少する」ことはありません。このことについては、2009年8月26日に文部科学省と全国大学高専教職員組合の間でも確認されていることです。
2. 仮に人事院勧告に準拠した賃金引下げが行われた場合、平均的な事務職員で、この2年間で約20万円の収入減が予測されます(教員のダウン幅はさらに大きくなります)。このことは金沢大学教職員の生活設計に重大な支障をもたらすばかりでなく、教職員のモチベーションを引き下げ、大学の教育研究のマイナス要因となります。
3. 2005年の人事院勧告による「給与構造の改革」を反映して、中高年齢層は2006年から俸給水準が7%引き下げられました。加えて昇給の抑制が5年間なされてきました。この状況下で、高齢層を狙い撃ちにした更なる賃金引き下げは容認できるものではありません。
4. 金沢大学教職員(特に事務・技術系職員)の給与水準は国家公務員より低い水準にあり、逆に給与水準の改善が求められます。

角間地区事業場 過半数代表	清水邦彦
宝町・鶴間地区事業場 過半数代表	浅井 仁
宝町地区事業場(附属病院) 過半数代表	石田修也
平和町地区事業場 過半数代表	乗富章子
金沢大学教職員組合 執行委員長	喜成年泰

私たちは賃金引き下げに反対します

氏 名	所 属